令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
1	保険金請求等に必要な添付書類の手数料の免除	保険金請求等に必要な住民票、印鑑証明、戸籍謄本や評価証明書、納税証明書、所得証明書などの手数料の免除	台風19号により被災した方。当面の間、申請により手数料を免除。罹災(被災)証明書が出された後は、罹災(被災)証明書の提示により免除。	不要					町民課 戸籍年金担当 0493-72-1221 (内線141～146) 税務課窓口
2	国民年金保険料の免除申請	令和元年台風第１９号による災害により被害を受けた国民年金第１号被保険者に対する保険料免除	①被害が最も大きい財産に係る損害が２分の１以上であること。国民年金用の被災状況届の提出が必要。 ②免除期間は令和元年９月分から令和３年６月分まで	不要					町民課 戸籍年金担当 0493-72-1221 (内線146)
3	小川町国民健康保険の一部負担金の免除	医療機関の窓口で被災の旨を申告することによる窓口負担の免除（後日、免除申請が必要） 令和２年２月１日以降は免除証明書の提示が必要 窓口で支払済みの場合、還付申請が必要 【期間】令和元年10月12日～令和2年９月末診療分まで	①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	○	○	○	○	○	町民課 国民健康保険担当 0493-72-1221 (内線147)
4	国民健康保険証の再交付	国民健康保険証の再交付 用意するもの：本人を証明するもの（運転免許証等・写真入りで公的機関発行のもの） ※証明するものがない場合は要相談 ・破損、汚損の場合はその保険証	国民健康保険証を破損・紛失した方	不要					町民課 国民健康保険担当 0493-72-1221 (内線147)
5	後期高齢者医療保険証 の再交付	保険証の再交付 【必要書類】・本人を証明するもの（運転免許証等、写真入り公的機関発行のもの） ※証明するものがない場合は要相談 ・破損、汚損の場合はその保険証	後期高齢者医療保険者証を破損・紛失した方	不要					町民課 後期高齢者医療担当 0493-72-1221 (内線148)

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　－：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。

令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
6	後期高齢者医療保険一部負担金の免除	【期間①】令和元年10月12日～令和2年３月末診療分まで ・医療機関の窓口で被災の旨を申告することによる窓口負担の免除 【期間②】令和２年４月1日～令和2年９月３０日診療分まで ・免除申請をすることにより窓口負担金免除 〇窓口で支払済みの場合、還付申請が必要	【期間①】 ①から⑤のいずれかに該当する方 ①住家の全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方。 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③主たる生計維持者の行方が不明である方 ④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 【期間②】 ①住宅の損壊、又は流出した部分の床面積がその住宅の延床面積の2割以上の損害（り災証明書では半壊以上） ②家財その他の財産の損害額が世帯の資産の5割以上の損害（借家の方） 【要件】被保険者又は世帯主が市町村民税が課されていないこと 【提出書類】一部負担金免除申請書・り災証明書・非課税証明書	【期間①】は不要 【期間②】は必要					町民課 後期高齢者医療担当 0493-72-1221 (内線148)
7	後期高齢者医療保険保険料の減免	保険料の減免 【期間】 〇災害がやんだ日の翌日から2ヶ月以内の申請・ 　災害発生日以降納期の保険料～災害発生日以降1年以内の納期の保険料 〇災害がやんだ日の翌日から2ヶ月経過後の申請・ 　減免申請日以降の納期の保険料～災害発生日以降1年以内の納期の保険料 ＊災害発生日前に納付済みの保険料については減免の 　対象となりません。	①保険料の100%減免：住宅全壊 ②保険料の70%減免：住宅大規模半壊 ③保険料の50%減免：住宅半壊・家財又はその他の財産が、損壊などの被害を受けた場合・住宅が床上浸水した場合 【提出書類】減免申請書・罹災証明書	○	○	○	○	○	町民課 後期高齢者医療担当 0493-72-1221 (内線148)

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　－：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。

令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
8	災害見舞金	床上浸水見舞金（被害を受けた世帯の世帯主に支給） 建物の被害の状況により10,000円～40,000円以内	①台風１９号により罹災し、現に居住の用に供しいる建物であり、罹災証明書の交付を受けていること。 ②被害を受けたときに小川町において住民基本台帳に登録されている方	○	○	○	○	―	健康福祉課 社会福祉担当 0493-72-1221 (内線156)
9	身体障害者手帳の再交付	身体障害者手帳の再交付 用意するもの：印鑑、顔写真（たて4㎝×よこ3㎝）	身体障害者手帳を破損・紛失した方	不要					健康福祉課 障害福祉担当 0493-72-1221 (内線151)
10	療育手帳の再交付	療育手帳の再交付 用意するもの：印鑑、顔写真（たて4㎝×よこ3㎝）	療育手帳を破損・紛失した方	不要					健康福祉課 障害福祉担当 0493-72-1221 (内線151)
11	精神障害者保健福祉手帳の再交付	精神障害者保健福祉手帳の再交付 用意するもの：印鑑、顔写真（たて4㎝×よこ3㎝） ※顔写真は任意	精神障害者保健福祉手帳を破損・紛失した方	不要					健康福祉課 障害福祉担当 0493-72-1221 (内線151)
12	自立支援医療費（精神通院）受給者証の再交付	自立支援医療費（精神通院）受給者証の再交付 用意するもの：印鑑	自立支援医療費（精神通院）受給者証を破損・紛失した方	不要					健康福祉課 障害福祉担当 0493-72-1221 (内線151)

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　－：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。

令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
13	自立支援医療費（更生医療・育成医療）受給者証の再交付	自立支援医療費（更生医療・育成医療）受給者証の再交付 用意するもの：印鑑	自立支援医療費（更生医療・育成医療）受給者証を破損・紛失した方	不要					健康福祉課 障害福祉担当 0493-72-1221 (内線151)
14	介護保険被保険者証等の再交付	介護保険被保険者証等の再交付	介護保険被保険者証等を紛失、破損及び汚損した方	不要					長生き支援課 0493-74-2323
15	介護保険料徴収猶予	徴収の猶予（申請に基づき6か月以内）	本人または本人の属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅、家財、その他財産に著しい損害を受けたことにより保険料の納付が一時的に困難と認められる方	○	○	○	○	○	長生き支援課 0493-74-2323
16	介護保険料(65歳以上)の減免	被災した年度の保険料のうち、申請があった日以後に納付期限または、特別徴収対象年金給付の支払日の到来する保険料の減免 減免割合は、損害の程度及び本人の属する世帯の前年中の所得により、保険料の50%から100%	本人または本人の属する世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅、家財、その他財産に著しい損害を受けた方	○	○	○	○	○	長生き支援課 0493-74-2323
17	ひとり親家庭等医療費支給事業	所得制限により助成対象外の方で、損害を受けた日から、翌年の12月31日まで所得制限が解除される場合あり。	災害により住宅、家財等がその価格のおおむね1/2以上である損害を受けたこと。	○	○	○	ー	○	子育て支援課 (ココット) 0493-81-6181

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　ー：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。

令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
18	保育料の減免	利用者負担額を減額、又は免除することができる。	災害により被災された場合。	○	○	○	○	○	子育て支援課 (ココット) 0493-81-6181
19	児童手当	児童手当の申請期間の延長 被災した後15日以内に請求をした場合、翌月から認定。	被災のため認定請求をすることができなかった場合。	○	○	○	○	○	子育て支援課 (ココット) 0493-81-6181
20	児童扶養手当	被災した月～翌年10月までの期間中、所得による支給制限を行わない。	災害により住宅、家財等がその価格のおおむね1/2以上である損害を受けたこと。	○	○	○	ー	○	子育て支援課 (ココット) 0493-81-6181
21	特別児童扶養手当	被災した月～翌年7月までの期間中、所得による支給制限を行わない。	災害により住宅、家財等がその価格のおおむね1/2以上である損害を受けたこと。	○	○	○	ー	○	子育て支援課 (ココット) 0493-81-6181
22	こども医療費支給事業	被災した日から15日以内に登録申請をしたときは、受給資格証の有効期間の始期を災害により登録申請をすることができなくなった日とする。	被災のため登録申請をすることができなかった場合。	○	○	○	○	○	子育て支援課 (ココット) 0493-81-6181

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　ー：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。

令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
23	子どもの心理面のケア	臨床心理士が面接をし、心のケア実施。	被災された未就学児	○	○	○	○	○	子育て支援課 (ココット) 0493-81-6181
24	町営住宅への一時避難の受け入れ	【受付を終了しました】 被災者に対する町営住宅への一時避難の受け入れを行います	入居資格 町内に在住の方で、台風19号により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方が申込できます。 詳細については小川町HPにて http://www.town.ogawa.saitama.jp/000000003320.html	○	○	○	○	ー	都市政策課 0493-72-1221 (内線253、254)
25	水道料金・下水道使用料の減免	【受付を終了しました】 令和元年１１月分又は１２月分（１０月を使用期間に含む月分）における使用水量（基本水量を超えた分に限る）から、１０㎥を上限に減量	①台風１９号により罹災(被災)した場所であり、罹災(被災)証明書の交付を受けていること。 ②申請時に水道料金及び下水道使用料に未納が無いこと。	○	○	○	○	○	上下水道課 0493-72-1221 (内線182、241)
26	就学援助	小川町就学援助費補助金交付要綱に基づき、学用品、通学用品等に係る経費・費用について、教育委員会が定める額等を支給。	地方税法の規定に基づく固定資産税の減免の措置を受けた者	○	○	○	ー	ー	学校教育課 0493-72-1221 (内線272)
27	心のケア	被災による心のケアの実施	被災された児童、生徒並びに保護者	不要					学校教育課 0493-72-1221 (内線271)

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　ー：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。

令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
28	教科書無償給与	災害救助法の規定により、損失した児童生徒用の教科書を再給与する。	災害救助法が適応された台風１９号による教科書の損失であること。	不要					学校教育課 0493-72-1221 (内線273)
29	個人町県民税の減免	前年の合計所得金額に応じて８分の１から１０分の１０までの割合で軽減または免除	災害により ①納税義務者が死亡もしくは障がい者となった場合 ②住宅もしくは家財に損害を受けた場合（所有に係る住宅または家財の損害金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く)がその住宅または家財の価格の１０分の３以上の場合)	○	○	○ 損害割合による	ー	―	税務課住民税担当 0493-72-1221 (内線131～133)
30	固定資産税の減免	土地、家屋、償却資産について災害により減少した価値の程度により１０分の4から１０分の１０までの割合で軽減または免除	災害により、著しく固定資産の価値が減少した場合(土地は被害面積が全面積の１０分の２以上、家屋、償却資産は価格の１０分の２以上の場合)	○	○	○	ー	不要	税務課資産税担当 0493-72-1221 (内線128～130)
31	国民健康保険税の減免	・災害による住宅の損害の程度により、２分の１から１０分の１０までの割合で軽減または免除 ・被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合、前年の合計所得により、10分の２から１０分の１０までの割合で軽減または免除 ・被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負う、または行方不明となった場合、10分の10の割合で免除	災害により ①住宅に損害を受けた場合（所有に係る住宅の損害程度(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く)が床上浸水以上の場合) ②主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、減少額(補填されるべき金額を控除した額)が10分の3以上、前年の合計所得金額が1000万円以下、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得金額が400万円以下である場合 ③主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合 など	○	○	○	○ 床上浸水以上	―	税務課住民税担当 0493-72-1221 (内線131～133)

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　ー：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。

令和元年１０月　台風１９号に伴う被災者支援内容一覧

埼玉県
小川町

受付・お問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

令和２年３月１９日現在　支援内容は今後、追加・変更となる場合があります。

番号が着色されているものが更新したものです。

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	罹災証明書（※）				被災証明書	問い合わせ窓口
				全壊	大規模半壊	半壊	半壊に至らない		
32	町税の徴収猶予	災害による損失により、町税を一時的に納付できないと認められる場合に原則1年以内に限り徴収を猶予	災害により、町税を一時的に納付することができないとき	証明書を求める場合有					税務課納税担当 0493-72-1221 (内線123～126)
33	放送受信料の免除（ＮＨＫ受信料）	台風19号の被害における放送受信料の免除	半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約 免除期間：令和元年10月から令和元年１１月まで（２か月間）	○	○	○	○ 床上浸水以上	問合せください	問合せ・送付先 さいたま放送局 さいたま西営業センター 〒350-1123 川越市脇田本町14-23 カーニープレイス川越1階 049-246-3111 平日/午前10時～午後5時
34	災害援護資金の貸付け	【受付は終了しました】 被害の程度種類に応じ世帯主に生活再建に必要な資金を貸付け	災害によって負傷または住居、家財の損害を受けた方	○	○	○	○	○	健康福祉課 社会福祉担当 0493-72-1221 (内線156)
35	被災者生活再建支援制度	生活の再建を支援するため、支援金を支給します。 ●基礎支援金 全壊世帯、解体世帯：100万円 大規模半壊世帯：50万円 ●加算支援金（住宅の再建方法による） 建設、購入：200万円 補修：100万円 賃貸：50万円 ※基礎支援金と加算支援金の合計額が支給されます。また、1人世帯の場合は、上記の3/4の金額となります。	居住する住宅の被害が次の世帯 ①全壊した世帯（全壊世帯） ②半壊または大規模半壊、あるいは住宅の敷地被害により、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体世帯） ③大規模半壊した世帯（大規模半壊世帯）	○	○	△ 解体の場合	ー	―	防災地域支援課 防災安全担当 0493-72-1221 （内線531）

（※）　○：支援を受けるために罹災証明書等が必要
　　ー：支援を受けられない

各支援を受けられるかは、適用条件をご確認の上、
詳細について各窓口にお問い合わせください。